

名家連ニュース

令和2年7月10日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.733号

7月21日「精神疾患基礎知識講座」・家族会の人数制限について

新型コロナ感染拡大防止のために公的施設を利用する際は「使用条件」が課されています。その一つとして参加人数は収容定員の1/2以下となっています。会場である総合社会福祉会館大会議室の定員は150名なので75名で入場がストップとなります。従って、7月21日(火)の講座は、昨年10回の各家族会の平均参加実績から各家族会の参加人数の上限を設定させて頂きましたので各家族会においては厳守されますようご案内申し上げます。

なお、当日の参加者は、コロナ対策の関係で受付において氏名、連絡先を参加名簿に記入していただくことになっておりますのでご協力をお願い申し上げます。

※7月6日役員会確認事項(素案作成 担当理事/広瀬)



家族会名	人数
ちくさ家族会	9
東ひまわり会	2
名東家族会	7
カトレヤ会	2
どんぐり会	1
西ひまわり会	6
よつば会	2
昭和家族会	5
やよい会	5
熱田しろとり会	0
なかよし会	2
かもめ会	1
みなみ家族会	4
みどり家族会	5
家族会計	51
一般	24
合計	75

日本年金機構

「令和元年度業務実績報告書(案)」紹介

6月29日、第49回社会保障審議会・年金事業管理部会が開かれ、日本年金機構が示した「令和元年度業務実績報告書(案)」について青木聖久先生(日本福祉大学教授・全国精神保健福祉会連合会理事)から情報が寄せられられましたので概要をお知らせします。全体をご覧になりたい方は、

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_191001.html

を開いてください。

《以下は青木先生の所見です》



① 障害状態確認届

従来の1カ月前から、3カ月前に、日本年金機構から書類が届きます。また、未成年発症等に関係なく、誕生月までに提出することに。1カ月前だと、大慌てで、医師に診断書作成を、となっていたものが、少しは緩和されています。後、2020年2月～2021年2月までに、提出期限になっている人は、コロナの関係から、1年間の延長の措置も講じられています。

② 認定における複数の認定医制

すべての障害認定ではないようですが、総合判断が必要と



された案件は、複数の認定医によって、判断が下されるようです。ただし、詳細は、わかりません。

③ 所得状況届

2019年度より、所得状況を確認するための書類が日本年金機構から受給者あてに届かなくなっています。そのかわりに日本年金機構が市町村へ直接情報を得るようになってきているようです。(事務局/堀場)